

社会福祉法人成木保育園役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人成木保育園の役員等の報酬及び旅費の支給について規定するものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、次に掲げるものを言う。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 苦情対応第三者委員

(役員等の報酬等)

第3条 理事、監事が理事会に出席した時は、報酬として一日につき 4,000 円を支給することができる。

- 2 評議員が委員会に出席した時は、報酬として各年度の総額が 80,000 円を超えない範囲で一日につき 4,000 円を支給することができる。
- 3 苦情対応第三者委員が理事会に出席した時、または苦情対応第三者委員に係る業務を行った時は、費用弁償として 2,000 円を支給することができる。
- 4 理事長が苦情対応に係る業務を行った時は、費用弁償として 2,000 円を支給することができる。

(旅費)

第4条 旅費は、交通費、宿泊費および日当とする。

- 2 交通費は、実費を支給する。
- 3 宿泊を要する場合は、1泊 15,000 円を支給する。ただし、負担金などで相当額を別途負担する場合は支給しないことができる。
- 4 日当は、青梅市内出張の場合は1日 2,000 円、その他地区の場合は、3,000 円を支給することができる。

(支給方法)

第5条 旅費は原則として、業務終了後支給するが、必要により、事前に概算支給し、事後精算することができる。

付 則

1. この規程は、平成25年 5 月 17 日から施行し、平成 25 年4月 1 日から適用する。
2. この規程は、平成25年 12 月 5 日から施行し、平成 25 年4月 1 日から適用する。
3. この規程は、平成29年 4 月 1 日からする。
4. この規程は、令和5年 4 月 1 日からする。